

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第112号を発行させていただきます。

10月に入りまして、昼間はまだ暑い日もありますが、朝晩涼しくなりかなり過ごしやすくなってきました。夕方淀川の河川敷をゆっくりとジョギングしながら虫の音に癒されています。

今月は、吉野山に出かけた際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、吉野山の花矢倉展望台からの眺めです)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税のインボイス制度について その5、最低賃金が引き上げられています** について 書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 消費税のインボイス制度 について その5

先月号に引き続き消費税のインボイス制度について説明させていただきます。

今回は、売手と買手の留意点をご説明させていただきます。



(写真は、吉野山の花矢倉展望台からの眺めです)

## 売手の留意点

(適格請求書発行事業者の義務等)

## 適格請求書発行事業者の義務

## ○適格請求書の交付

取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書(又は適格簡易請求書)を交付する

## ○適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上に係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

○修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する

○写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

**\* 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。**



(写真は、吉野水分（みくまり）神社の楼門です)

Point

前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

○例えば、前月の売上に係る値引きについて、当月の売上から差し引いて相手方に請求する場合、**前月の売上に係る適格請求書と当月の売上に係る適格請求書を交付する必要があります。**

○この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書

OO(株) 御中 XX年10月31日  
10月分 98,300円 (税込)  
(10/1~10/31)

日付	品名	金額
10月1日	オレンジジュース *	5,400円
10月1日	ビール	11,000円
10月2日	リンゴジュース *	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円 (消費税9,200円)	
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)	
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)	
値引き額		
9月12日	リンゴジュース *	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円 (消費税900円)	
10%対象	5,500円 (消費税500円)	
8%対象	5,400円 (消費税400円)	
請求金額	98,300円	

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です(取引先ごとの継続適用が必要となります。)

\*は軽減税率対象

△△商事(株)  
(T123…)

Point

修正した適格請求書の記載例

○適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、**修正した適格請求書を交付する必要があります。**

修正した適格請求書の交付方法は、

- ① **修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する。**
- ② **(当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で) 修正した箇所のみを明示した書類を交付する。**

といった方法などが考えられます。

【例】

(誤りのある適格請求書)

請求書<10月分>

OO(株) 御中 XX年10月31日  
△△商事(株)  
(T123…)

日付	品名	金額
11月1日	菓子 *	5,900円
11月1日	酒	30,000円
11月2日	菓子 *	30,000円
⋮	⋮	⋮
合計	売上金額	消費税額等
8%対象	100,000円	8,000円
10%対象	100,000円	10,000円

\*は軽減税率対象

正しくは、 売上金額110,000円 消費税額11,000円

修正事項のみを明示

<修正事項の通知>

OO(株) 御中 XX年XX月XX日  
△△商事(株)  
(T123…)

〇年〇月〇日付10月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

	正	修正箇所
合計	売上金額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円
誤		
合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注) 当初の適格請求書と合わせて保存願います。



(写真は、金峯神社の鳥居です)

**Point** 交付した適格請求書の写し等の保存

○交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

○交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。

○自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。

○適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。

\*適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

値引きや修正した場合の適格請求書について説明させていただきました。

次に交付義務の免除について説明させていただきます。

**交付義務の免除**

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ①公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅

**客の運送**

(3万円未満のものに限ります。)

②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡

(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)

③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡

(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)

④自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等

(3万円未満のものに限ります。)

⑤郵便切手を対価とする郵便サービス

(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)



(写真は、西行庵です)

次に買手の留意点について説明させていただきます。

**買手の留意点**

(仕入税額控除の要件)

**仕入税額控除の要件**

一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。	課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控	ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額と

除の適用を受けることはできません。

して控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等 保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存 方式】(インボイス制 度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存 ここが変わります

#### 保存が必要となる請求書等の範囲

仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ①売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ②買手が作成する仕入明細書等  
(課税仕入れの相手方(売手)において課税資産の譲渡等に該当するもので、適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限ります。)
- ③卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前ページ「交付義務の免除」②③の取引)
- ④①から③の書類に係る電磁的記録

#### 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ①適格請求書の交付義務が免除される前ページ「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ②適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引

- ④適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行 適格請求書等保存方式の概要 ― インボイス制度の理解のために ―

### 3 最低賃金が引き上げられています について

今月1日から各都道府県の最低賃金が引き上げられています。

大阪府	1,023円	滋賀県	927円
京都府	968円	奈良県	896円
兵庫県	960円	和歌山県	889円

\*給料計算をする際に変更するのを忘れないようにしてください。



(写真は、近鉄電車の特急青のシンフォニーです)

## 4 編集後記

先月奈良県の吉野に行ってきました。吉野といえば桜が有名なので、桜が咲いている時期に訪れる方が多いと思われるのですが、観光客が少ない時期にゆっくりと過ごすのもいいものだなと思いました。あとお目当てだったのは、ずっと乗りたいと思っていた近鉄電車の特急青のシンフォニーにやっと乗ることができ念願がかないました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。